

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、キムラユニティー株式会社と称し、英文ではKIMURA
UNITY CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車部品、各種機械、器具、製品等の梱包、包装及び保管
2. 倉庫業務、倉庫賃貸及び荷役事業
3. 輸出入貨物に関する保税蔵置場業務
4. 防鏽加工に関する事業
5. 貨物利用運送事業
6. 各種梱包用木箱、パレット、台車等の物流用格納機器の製造、販売及び賃貸
7. 自動車部品の組立て、加工、修理
8. 自動車、自動車部品の賃貸及び販売
9. 自動車と機械工具類の中古品の賃貸、売買及び輸出
10. 各種車両のレンター事業
11. 自動車の点検、分解整備、钣金及び塗装
12. 自動車用油類及び用品の販売
13. 損害保険代理業
14. 生命保険の募集に関する業務
15. 交通安全、交通災害防止に関する指導及び教育
16. コンピューターによる計算事務の処理
17. コンピューターのソフトウェアの開発及び販売
18. コンピューター機器類の販売及び賃貸
19. 工作機械の電子化及びシステム化等の技術研究開発
20. 駐車場の経営
21. 食料品、食肉、魚介類、清涼飲料水及び乳製品の販売並びに食堂、喫茶店の経営
22. 一般労働者派遣に関する事業
23. コンピューター機器の取付工事
24. コンピューター・ソフトウェア及びハードウェアに関する

教育・技術指導並びに研修の実施

- 25. 損害保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援
- 26. 発電及び売電に関する事業
- 27. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

- 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条

第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金600万円以上であらかじめ定める額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附 則)

現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定 款 変 更

1. この定款は、昭和 48 年 10 月 1 日から実施する。
2. この定款は、昭和 48 年 12 月 21 日から「商号」「目的」「発行する株式の総数」を変更し、実施する。
3. この定款は、昭和 50 年 4 月 15 日から「招集」「取締役および監査役の任期」を変更し、実施する。
4. この定款は、昭和 52 年 7 月 17 日から「営業年度」を変更し、実施する。
5. この定款は、昭和 53 年 2 月 5 日から「利益配当」を変更し、実施する。
6. この定款は、昭和 55 年 10 月 2 日から「報酬および退職慰労金」を変更し、実施する。
7. この定款は、昭和 56 年 2 月 22 日から「株券の種類」「株式の譲渡制限」「質権の登録及び信託財産の表示」「株主名簿の閉鎖」「株主の住所等の届出」「株主総会の招集」「議長」「決議」「取締役及び監査役の員数」「取締役の選任」「取締役および監査役の任期」「取締役の招集」「代表取締役」「業務の執行」「利益配当」を変更、「配当金の除斥期間」を追加し、実施する。
8. この定款は、昭和 56 年 3 月 8 日から「目的」の一部を変更し、実施する。
9. この定款は、昭和 56 年 11 月 23 日から「目的」の一部を変更し、実施する。
10. この定款は、昭和 57 年 8 月 10 日から「商号」を変更し、実施する。
11. この定款は、昭和 59 年 10 月 25 日から「営業年度」を変更し、実施する。
12. この定款は、昭和 60 年 4 月 22 日から「営業年度」を変更し、実施する。
13. この定款は、昭和 60 年 11 月 8 日から「発行する株式の総数」を変更し、実施する。
14. この定款は、昭和 62 年 2 月 2 日から「目的」の一部を変更し、実施する。

15. この定款は、平成2年8月12日から「営業年度」「利益配当」の一部を変更し、実施する。
16. この定款は、平成2年11月14日から「商号」を変更し、実施する。
17. この定款は、平成3年1月21日から「目的」の一部を変更し、実施する。
18. この定款は、平成3年2月25日から「発行する株式の総数」を変更し、実施する。
19. この定款は、平成3年4月1日から「業務の執行」を変更し、実施する。
20. この定款は、平成3年5月21日から「発行する株式の総数」を変更し、実施する。
21. この定款は、平成3年6月24日から「目的」「株主総会の招集」「取締役会の招集」「業務の執行」を変更、「議決権の代理行使」を追加し、実施する。
22. この定款は、平成4年6月29日から「商号」「目的」「発行する株式の総数」「額面株式1株の金額」「株主名簿の閉鎖及び基準日」「株主総会の招集」「株主総会の議長」「議決権の代理行使」「株主総会の決議要件」「取締役及び監査役の員数」「取締役及び監査役の選任」「取締役及び監査役の任期」「取締役会の招集及び議長」「代表取締役の選任」「役付取締役」「取締役及び監査役の報酬」「営業年度及び決算期」「利益配当金」「配当金の除斥期間」を変更、「名義書換代理人」「株式取扱規程」「取締役会の権限」「取締役会規程」「中間配当」を追加、「株券の種類」「名義書換」「質権の登録及び信託財産の表示」「株券の再交付」「手数料」「株主の住所等の届出」を削除し、実施する。
23. この定款は、平成5年6月25日から「目的」の一部を変更し、実施する。
24. この定款は、平成6年6月21日から「商号」「目的」「公告の方法」「発行する株式の総数」「額面株式1株の金額及び1単位の株式の数」「名義書換代理人」「株式取扱規程」「基準日」「株主総会の招集及び議長」「議決権の代理行使」「株主総会の決議要件」「取締役の員数」「取締役の選任」「取締役の任期」「取締役会の権限」「取締役会の招集及び議長」「取締役会規程」「取締役の報酬」「利益配当金」「中間配当」を変更、「監査役の員数」「監査役の選任」「監査役の任期」「監査役会の権限」「監査役会の招集通知」「監査役会規程」「常勤の監査役」「監査役の報酬」「転換社債の転換の時期」を追加、「株式の譲渡制限」を削除し、実施する。

25. この定款は、平成7年6月29日から「目的」「基準日」の一部を変更し、実施する。
26. この定款は、平成8年6月27日から「取締役の員数」の一部を変更し、実施する。
27. この定款は、平成10年6月26日から「発行する株式の総数」に一部追加し、「発行する株式の総数及び株式の消却」として実施する。
28. この定款は、平成11年6月29日から「目的」「取締役の員数」「取締役会の招集及び議長」「監査役の員数」の一部を変更、「執行役員及び定員」「執行役員の職務及び選任等」「執行役員の任期等」「執行役員規程」を追加し、実施する。
29. この定款は、平成13年6月26日から「目的」「執行役員及び定員」の一部を変更し、実施する。
30. この定款は、平成14年6月22日から「名義書換代理人」「株式取扱規程」「基準日」「議決権の代理行使」「取締役の選任」「監査役の選任」「利益配当金」「中間配当」の一部を変更、「転換社債の転換の時期」を削除、「発行する株式の総数及び株式の消却」の一部を削除し「発行する株式の総数」として、「額面株式1株の金額及び1単位の株式の数」の一部を変更し「1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行」として実施する。
31. この定款は、平成15年6月25日から「目的」「名義書換代理人」「株式取扱規程」「基準日」「株主総会の決議要件」「取締役の任期」「監査役の任期」「執行役員の任期等」の一部を変更、「単元未満株式の買増し」「取締役の責任免除」「監査役の責任免除」を追加し、実施する。
32. この定款は、平成16年6月25日から「目的」の一部を変更、「自己株式の取得」を追加し、実施する。
33. この定款は、平成16年10月1日から「1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行」の一部を変更し、実施する。
34. この定款は、平成17年6月24日から「目的」「公告の方法」の一部を変更し、実施する。
35. この定款は、平成18年6月23日から、平成18年5月1日の会社法施行

に伴う変更及び追加、「目的」の一部変更並びにその他定款全体の整備を行い実施する。

36. この定款は、平成21年6月24日から、平成21年1月5日の決済合理化法施行に伴う変更及び追加並びにその他定款全体の整備を行い実施する。
37. この定款は、平成22年1月6日から、期日到来に伴う「附則」の削除をし、実施する。
38. この定款は、平成25年6月25日から、「目的」の追加及び一部を変更し、実施する。
39. この定款は、令和4年6月22日から、「電子提供措置等」「附則」の追加、「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」を削除し、実施する。
40. この定款は、令和4年7月1日から、「発行可能株式総数」を変更し、実施する。